

第2期高知県地域福祉支援計画の基本事項



第2期地域福祉支援計画 第3章の再検討案の概要

8月11日第2回地域福祉専門分科会(素案)

第3章 計画の内容

- 1 地域福祉の方向性 ※1
 - (1) 安全・安心の地域づくりの推進～コミュニティの再生・強化～
 - (2) 安全・安心の基盤づくりの推進～多様な福祉サービスの質の向上～
- 2 具体的な方策
 - (1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進
 - ①小規模多機能拠点支援施設(あったふれあいセンターなど)の機能強化 ※3
 - ②地域福祉の拠点による支え合いの仕組みづくりと実践活動 ※3
 - ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり
 - イ 推進体制と実践活動、活動の評価
 - ③小地域の福祉活動の推進 ※3
 - ア ふれあいサロン活動などの普及
 - イ 住民主体の介護予防の推進
 - (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進
 - ①地域福祉活動を支える仕組みづくり ※3
 - ア 市町村における相談窓口の機能強化
 - (ア) 市町村における各分野の相談窓口の機能強化
 - (イ) 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築
 - イ 地域福祉の拠点における活動の推進
 - ウ 社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献
 - ②生活困窮者自立支援の推進 ※3
 - ③地域福祉活動と防災・減災対策との一体的な推進 ※3
 - (3) 福祉を支える担い手の確保・育成
 - ①福祉人材センター・福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり ※2
 - ア 福祉専門職の確保・育成
 - イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成
 - ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及
 - ②民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり ※2
 - (4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上 ※3
 - ①適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり
 - ②権利擁護の取組の推進

※1 基本的方針に関する事項

※2 従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

※3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

10月28日第3回地域福祉専門分科会(原案)

第3章 計画の内容

- 1 地域福祉の方向性 ※1
 - (I) 安全・安心の地域づくりの推進～**地域の実情に応じた地域福祉の推進**～
 - (II) 安全・安心の基盤づくりの推進～**地域福祉を推進する基盤の確保**～
- 2 具体的な方策
 - (I) **安全・安心の地域づくりの推進**
 - 1) 小規模多機能支援拠点(あったふれあいセンターなど)の機能強化 ※3
 - 2) **住民主体の介護予防・生活支援の展開** ※3
 - 3) **中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動** ※3
 - 4) **生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり** ※3
 - ① 市町村における相談窓口の機能強化
 - ② 生活困窮者自立支援の推進
 - ③ 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築
 - ④ 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進
 - 5) **防災・減災対策と地域福祉活動**との一体的な推進 ※3
 - (II) **安全・安心の基盤づくりの推進**
 - 6) 福祉を支える担い手の確保・育成 ※2
 - ① 福祉人材センター・福祉研修センターなどの**連携**による**福祉・介護人材**の確保・育成
 - ② 民生委員・児童委員**活動の充実**
 - ③ 地域**住民の福祉活動への参加促進**
 - 7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・**尊厳の確保** ※3
 - ① 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり
 - ② 権利擁護の取組の推進
 - 8) **地域福祉アクションプランの推進** ※3

地域福祉支援計画 の目次(対照表①)

8月11日第2回地域福祉専門分科会(素案)

第1章 計画策定の背景

- 1 はじめに
- 2 高知県の現状
- 3 高知県の課題
 - (1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応
 - (2) 小地域での福祉活動の普及
 - (3) 災害時要配慮者対策
 - (4) 中山間地域での暮らしの確保
 - (5) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応

第2章 計画の基本的事項

第3章 計画の内容

- 1 地域福祉の方向性
 - (1) 安全・安心の地域づくりの推進～コミュニティの再生・強化～
 - (2) 安全・安心の基盤づくりの推進～多様な福祉サービスの質の向上～
- 2 具体的な方策
 - (1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進
 - ①小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化
 - ②地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動
 - ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり
 - イ 推進体制と実践活動、活動の評価
 - ③小地域の福祉活動の推進
 - ア ふれあいサロン活動などの普及
 - イ 住民主体の介護予防の推進
 - (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進
 - ①地域福祉活動を支える仕組みづくり
 - ア 市町村における相談窓口の機能強化
 - (ア) 市町村における各分野の相談窓口の機能強化
 - (イ) 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築
 - イ 地域福祉の拠点における活動の推進
 - ウ 社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献
 - ②生活困窮者自立支援の推進

10月28日第3回地域福祉専門分科会(原案)

第1章 第2期計画の策定の背景

- 1 第1期計画に基づく「高知型福祉」の推進に向けた取組の成果
- 2 高知県の現状
- 3 高知県の課題
 - (1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応
 - (2) 災害時要配慮者対策
 - (3) 中山間地域での暮らしの確保
 - (4) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応
- 4 地域福祉への新たな期待

第2章 計画の基本的事項

第3章 計画の内容

- 1 地域福祉の方向性
 - (I) 安全・安心の地域づくりの推進～地域の実情に応じた地域福祉の推進～
 - (II) 安全・安心の基盤づくりの推進～地域福祉を推進する基盤の確保～
- 2 具体的な方策
 - (I) 安全・安心の地域づくりの推進
 - 1) 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化
 - 2) 住民主体の介護予防・生活支援の展開
 - ① 住民主体の介護予防・生活支援の展開
 - ② ふれあいサロン活動などの普及
 - 3) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
 - 4) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
 - ① 市町村における相談窓口の機能強化
 - ② 生活困窮者自立支援の推進
 - ③ 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築
 - ④ 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進

8月11日第2回地域福祉専門分科会(素案)

第3章 計画の内容 つづき

③地域福祉活動と防災・減災対策との一体的な推進

- ア 自主防災の組織づくりと活動の促進
- イ 災害時要配慮者の支援の仕組みづくり

(3) 福祉を支える担い手の確保・育成

①福祉人材センター、福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり

- ア 福祉専門職の確保・育成
- イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成
- ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及

②民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

- ア 民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発
- イ 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築
- ウ 研修や活動の充実
- エ 見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進

(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

- ①適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり
- ②権利擁護の取組の推進

第4章 地域福祉アクションプランの推進

- ① 地域福祉アクションプランの一体的な推進
- ② 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点
 - (1) 市町村の推進体制の活用
 - (2) PDCAサイクルによる見直し
- 3 地域福祉アクションプランの基本事項
 - (1) 地域福祉計画(市町村)の基本事項
 - (2) 地域福祉活動計画(市町村社会福祉協議会)の基本事項
 - (3) 高知型福祉を進めていくための取組

10月28日第3回地域福祉専門分科会(原案)

第3章 計画の内容 つづき

5) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

- ① 自主防災の組織づくりと活動の促進
- ② 災害時要配慮者の支援の仕組みづくり

(Ⅱ) 安全・安心の基盤づくりの推進

6) 福祉を支える担い手の確保・育成

- ① 福祉人材センター・福祉研修センターなどの連携による福祉・介護人材の確保・育成
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
 - ア 民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発
 - イ 研修や活動の充実
 - ウ 見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進
 - エ 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築
- ③ 地域住民の福祉活動への参加促進

7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

- ① 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり
- ② 権利擁護の取組の推進

8) 地域福祉アクションプランの推進

第4章 地域福祉アクションプランの推進

- ① 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進
- ② 地域福祉アクションプランの基本事項
 - ア 地域福祉計画(市町村)の基本事項
 - イ 地域福祉活動計画(市町村社会福祉協議会)の基本事項
 - ウ 高知型福祉を進めていくための取組
- ③ 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点
 - ア 市町村の推進体制の充実
 - イ PDCAサイクルによる見直し

地域福祉支援計画の改定の進め方・スケジュール

第2期地域福祉支援計画 検討スケジュール(案)

<計画期間:平成28年度～平成32年度(5年間)>

平成26年9月25日 社会福祉審議会

諮問、専門分科会での検討、
スケジュールの確認

・計画の見直しに向けた庁内検討会 等

6月5日 第1回専門分科会 【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討 等

8月11日 第2回専門分科会 【課題、理念、基本施策の検討等】

・計画書(案)の作成、庁内検討会、市町村との連絡調整 等

10月28日 第3回専門分科会 【計画書(原案)の検討】

平成27年12月頃 社会福祉審議会

「高知県地域福祉支援計画」
(原案)の検討

1月～2月頃 パブリックコメント

2月頃 第4回専門分科会 【地域福祉支援計画(案)の検討】

平成28年3月頃 社会福祉審議会

地域福祉支援計画(案)の
承認、答申

地域福祉支援計画 策定経過

<計画期間:平成23年度～平成27年度(5年間)>

平成22年1月26日 社会福祉審議会

諮問、専門分科会の設置、
スケジュールの確認

5月31日 第1回専門分科会 【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

8月30日 第2回専門分科会 【課題、理念、基本施策の検討等】

地域福祉支援計画策定に向けた意見交換会

【対象者】地域住民、福祉活動者(ボランティア等)、自治会等役員、
民生委員・児童委員、介護福祉サービス事業所職員、
市町村職員、市町村社会福祉協議会職員 等

【開催日】9月27日(中央西ブロック)、10月8日(中央東ブロック)
10月12日(高知市ブロック)、10月13日(安芸ブロック)
10月15日(幡多ブロック)、10月18日(須崎ブロック)

11月10日 第3回専門分科会 【計画書(原案)の検討】

地域福祉支援計画(原案)の説明会及び意見交換会

【対象者】市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、地域包括支援
センター職員

【開催日】11月17日(須崎ブロック)、11月18日(中央東ブロック)
11月19日(幡多ブロック)、11月22日(中央西ブロック)
11月25日(高知市ブロック)、11月30日(安芸ブロック)

平成23年1月17日 社会福祉審議会

「高知県地域福祉支援計画」
(原案)の検討

1月26日～2月16日 パブリックコメント

2月25日 第4回専門分科会 「高知県地域福祉支援計画(案)の検討」

平成23年3月14日 社会福祉審議会

地域福祉支援計画(案)の
承認、答申